

資料編

小平市次世代育成支援に関するニーズ調査の概要

小平市次世代育成支援に関するニーズ調査は、住民基本台帳からの無作為抽出により、就学前児童 2,000 人、小学校児童 1,000 人を抽出し、平成 20 年 11 月に実施しました。

有効回収数及び有効回収率は、以下のとおりです。

対象	調査票種類	配付・回収方法	配付数	有効回収数	有効回収率
就学前児童をもつ 保護者	就学前児童調査	郵送	2,000	1,170	58.5%
小学校児童をもつ 保護者	小学校児童調査	郵送	1,000	571	57.1%

また、調査項目（設問内容）は以下のとおりです。

（設問あり○ 設問なし×）

設 問 内 容	就学前	小学校
◆基礎情報		
子どもの年齢・学齢	○	○
子どもの人数と末子の年齢	○	○
両親・祖父母の同居・近居の状況	○	○
親族や友人・知人からの支援の状況	○	○
子どもの身の回りの世話を主にしている人	○	○
居住地区	○	○
◆父親・母親の就労状況について		
父親・母親の就労状況	○	○
母親の就労希望	○	○
出産前後の離職状況	○	×
◆保育サービスについて		
保育サービスの利用状況	○	×
保育サービスの利用希望	○	×
土曜・休日の保育サービスの利用希望	○	×
◆病児・病後児保育について		
病児・病後児保育の必要状況	○	○
◆一時預かりについて		
一時預かりの利用状況	○	○
一時預かりの利用希望	○	○
◆宿泊を伴う一時預かりについて		
宿泊を伴う一時預かりの必要状況	○	○

設 問 内 容	就学前	小学校
◆学童クラブについて		
小学校入学後の学童クラブの利用希望	○	×
学童クラブの利用状況	×	○
放課後子ども教室の利用意向	×	○
小学4年生以降の放課後の過ごし方	×	○
◆ベビーシッターについて		
ベビーシッターの利用状況	×	
ベビーシッターの利用目的	○	○
ベビーシッターの利用頻度	○	
ベビーシッターの利用意向	×	
◆ファミリー・サポート・センターについて		
ファミリー・サポート・センターの利用状況	○	○
◆子育て支援施設等について		
子育て支援施設等の利用状況	○	○
◆子育ての悩みの相談先について		
子育ての悩みの相談先	○	○
◆子育て支援サービスについて		
子育て支援サービスの認知度・利用状況と今後の利用意向	○	○
◆育児休業制度について		
育児休業制度の利用状況	○	×
◆ワーク・ライフ・バランスについて		
ワーク・ライフ・バランスの達成感	○	○
◆自由意見		

小平市子育て支援協議会設置要綱

平成 15 年 4 月 1 日制定

(設置)

第 1 条 子育て支援施策の推進に当たり、子育て支援事業の検討を行うために、小平市子育て支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(検討事項)

第 2 条 協議会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 子育て支援の調査、研究及び検討に関すること。
- (2) 子ども家庭支援センターの設置、運営及び活動内容に関すること。
- (3) その他子育て支援の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 協議会は、子育て支援事業の趣旨を理解し、子育て支援に係る知識及び経験を有する者のうち市長が依頼する委員 16 人以内をもって構成する。

2 委員のうち 7 人以内は、公募により選任する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを選出する。

2 会長は、協議会の会議（第 7 条において「会議」という。）を主宰する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第 6 条 協議会は、会長が招集する。

(会議の公開)

第 7 条 会議は、公開する。ただし、会議を公開することにより、公平かつ円滑な審議が著しく阻害されるおそれがあるときは、協議会の議により非公開とすることができる。

2 会議の傍聴の手続、傍聴人の遵守事項その他会議の公開について必要な事項は、別に定める。

(意見の聴取)

第 8 条 協議会は、必要に応じて検討事項に関係がある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、次世代育成部児童課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

(施行期日)

この要綱は、平成 19 年 7 月 3 日から施行する。

小平市子育て支援協議会委員名簿

(敬称略)

役 職	氏 名	所 属
会 長	小 舘 静枝	小田原女子短期大学学長
副会長	海 上 玲子	小平市社会福祉協議会会長
委 員	飯 野 俊雄	公募市民
委 員	池 田 篤美	公募市民
委 員	石 丸 知恵	公募市民
委 員	柏 木 由美子	東京都多摩小平保健所
委 員	叶 谷 毅	公募市民
委 員	河 野 寿夫	小平市医師会
委 員	市 東 和子	小平市民生委員児童委員協議会会長
委 員	竹 谷 廣子	小平市私立保育園協会会長
委 員	田 原 三保子	公募市民
委 員	徳 田 正之	小平市私立幼稚園協会会長
委 員	中 島 俊和	警視庁小平警察署
委 員	平 林 宏子	公募市民
委 員	遊 橋 孝行	公募市民
委 員	吉 富 泉	小平市立小平第七小学校長

小平市次世代育成支援行動計画後期計画策定庁内会議構成課

部 名	課 名
企画政策部	政策課
総務部	総務課
市民生活部	地域文化課 防災安全課
次世代育成部	児童課 保育課 参事（保育指導） 青少年男女平等課
健康福祉部	障害者福祉課 健康課
都市開発部	参事（公共交通）
都市建設部	みちづくり課 交通対策課 水と緑と公園課
教育部	教育庶務課 学務課 指導課 生涯学習推進課 体育課 中央公民館 中央図書館

(8部 21課)

小平市次世代育成支援行動計画後期計画策定経過

1 小平市子育て支援協議会における策定経過

開催日	検討内容
平成 21 年 4 月 10 日	計画の策定方針、策定スケジュール、前期計画の主要推進事業の進捗状況について
平成 21 年 5 月 21 日	現状と課題について
平成 21 年 7 月 9 日	目標事業量、施策体系別課題と方向性・事業について
平成 21 年 10 月 22 日	計画素案について
平成 22 年 1 月 21 日	市民意見提出手続の実施結果について
平成 22 年 3 月 25 日	計画、市民意見の計画への反映について

2 小平市次世代育成支援行動計画後期計画策定庁内会議の開催経過

開催日	検討内容
平成 21 年 4 月 20 日	計画策定スケジュール、策定用調書（事業の課題と今後の方向性）について
平成 21 年 6 月 19 日	施策体系別課題と方向性について
平成 21 年 9 月 18 日	計画素案について
平成 21 年 12 月 22 日	市民意見提出手続の実施結果について

3 市民意見提出手続の実施経過

実施期間	平成 21 年 11 月 13 日～平成 21 年 12 月 4 日
閲覧場所(計画素案)	市役所 1 階市政資料コーナー 2 階児童課 東部出張所 西部出張所 児童館 子ども家庭支援センター
配布先(素案の概要)	市内広場（子ども広場、子育てふれあい広場） 子ども家庭支援センター マタニティクラス（2 回のみ） 小平商工会
提出の方法	ホームページ メール ファクシミリ 子ども広場 子育てふれあい広場 子ども家庭支援センター 持参

小平市次世代育成支援行動計画後期計画

平成 22 年 3 月発行

編集・発行：小平市次世代育成部児童課

〒187-8701

東京都小平市小川町二丁目 1333 番地

電話番号 042 (346) 9821 (直通)

F A X 042 (346) 9200

電子メール jido@city.kodaira.lg.jp

価格 ￥260